

○沼津市の勤務条件・服務等について

1 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(令和7年4月1日現在)

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(注) 特別な形態による場合を除く。

(2) 年次有給休暇の使用状況(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

区分	市長部局等	教育委員会	合計
1人当たり平均使用日数	12.3 日	11.7 日	12.0 日

(3) 特別休暇等の導入状況(令和7年4月1日現在)

種類	取得要件
病気休暇	公務上傷病、私傷病
特別休暇	公民権行使、裁判員出頭、骨髓提供、ボランティア、結婚、産前、産後、授乳、出産支援、出産に伴う子の養育、看護、介護、忌引、法事、夏季、災害被害、災害出勤、災害退勤、生理、母子健診、妊婦通勤、妊娠補食、妊娠障害
介護休暇	家族介護
組合休暇	職員団体業務従事

(注) 特別休暇等の種類、取得要件等は、「沼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「沼津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

2 休業に関する状況(令和6年度)

区分	育児休業		部分休業	
市長部局等	男性	17人	1人	
	女性	37	22	
教育委員会	男性	2	0	
	女性	2	0	
合計	男性	19	1	
	女性	39	22	

(注) 当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数である。

3 退職管理の状況

課長級以上の退職者(令和6年度)のうち企業等に再就職した者は0人。

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和6年度)

区分	降給	降任	休職	免職	合計
市長部局等			9人		9人
教育委員会					
合計			9人		9人

(注) 分限処分とは、病休等により職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分である。

(2) 懲戒処分者数(令和6年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等		2人			2人
教育委員会	2人	2人		1人	5人
合計	2人	4人		1人	7人

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分である。

5 服務の状況

(1) 服務規律遵守のための取組み(令和6年度)

不祥事再発防止に向け、公務員倫理の確保、服務規律の遵守及び綱紀の保持等に関する府内通知、職員研修を実施し、周知徹底を図った。

(2) 兼職・兼業の許可(令和6年度)

地方公務員法第38条第1項又は教育公務員特例法第17条第1項の規定に基づき、消防団事務等について兼職・兼業の許可を行った。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等(令和6年度)

区分	概要
市長部局等	人材育成基本方針に基づき、職員研修所研修、職場研修及び派遣研修を実施した。主となる職員研修所研修においては、新規採用職員や各階層別の基本研修を始め、政策法務等の専門研修を実施し、職員の資質の向上を図った。

(2) 勤務成績の評価の概要(令和6年度)

職員の翌年度の昇給等に反映させるため、勤務成績の評価を行った。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況(令和6年度)

区分	市長部局等	病院	合計
対象人員	1,204人	521人	1,725人
一般検診	受診人員	845	501
	受診率	70.2%	96.2%
人間ドック (希望者)	受診人員	261	16
	受診率	21.7%	3.1%
			277
			16.1%

(2) 公務災害等の認定状況等(令和6年度)

区分	市長部局等	病院	教育委員会	合計
公務災害	3件	3件	0件	6件
通勤災害	2	2	0	4
合計	5	5	0	10

(3) その他の主な福利厚生事業の概要(令和6年度)

① 人間ドック助成等事業

職員が1日人間ドック、1泊2日人間ドック又は脳ドックを受診した費用の一部を助成した。

② 職員互助会の運営

沼津市職員互助会条例に基づき、職員の相互共済及び福利増進を図るため、沼津市職員互助会を設置している。

互助会の運営は、理事、評議員及び互助会の職員として市の職員が当たっている。

会費とその他自主財源で次の事業を運営している。

- ・ 給付事業(慶弔給付等)
- ・ 厚生事業(カフェテリアプラン、会員家族レクリエーションなど)
- ・ 団体保険等取扱事業
- ・ 貸付事業 等

8 人事評価の状況

全職種において実施を行った。(令和6年度)

9 公平委員会の業務の状況(令和6年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分に関する審査請求の状況	0 件